

患者のみなさんへ

外来腫瘍化学療法診療料 1 の算定について

当院では、患者さんと勤務先の雇用主が共同で作成した勤務情報を記載した文書をお持ちいただくと、スムーズに情報の提供ができ、療養上必要な指導を受けることができます。

①当院は専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

②当院は急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者さんが入院できる体制が整備されています。

③当院は実施される化学療法レジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会（レジメン審査委員会）を開催しています。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で1名以上（1診療科の場合は、2名以上）の代表者であること。）、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、月1回開催しております。



藤田医科大学病院
FUJITA HEALTH UNIVERSITY HOSPITAL